



賃金未払いを許さない！！シリーズ①

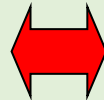
吉田駅併結作業における賃金未払いとは！？

2024年9月30日新潟地本は申4号・再三繰り返される「労働時間の改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れを提出しました。12月5日、3月5日、4月4日の3回にわたり団体交渉を行いました。が、中断や延期を繰り返し未だ解決に至っていません。

申4号再三繰り返される「労働時間の改ざんによる賃金未払い」の是正を求める申し入れ要求項目

1. 吉田駅で併結作業を行った社員に対し、新潟支社が失念していた作業時間を時間外労働として精算すること。

○私たちが求めていること
作業を行った全社員に対して一律10分の精算



●新潟支社の精算方法
点呼時間を超えて点呼を行った社員のみ最大10分の精算

同じ作業が毎日発生していたにも関わらず、賃金が支払われた社員と支払われない社員がいることは誰が考えてもおかしいです。

会社は必要な労働時間を付与しなかったことを認めているにも関わらず、賃金を支払わないことは重大なコンプライアンス違反と考えます。

2. 労働時間改ざんによる賃金未払いが発生した事実を全社員に周知すること。

会社は精算を行った社員にだけ説明を行いました。が、私たちは賃金未払いを発生させた責任において全社員に周知することを求めています。

3. 労働時間改ざんによる賃金未払いの再発防止策を明らかにすること。

賃金未払いを発生させた責任を明確にし、正しい精算を行うことなく、再発防止とはなりません。中断している団体交渉の早期再開と要求の実現を求めます。

次号・会社の賃金未払いは以前から繰り返されていた！！